

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施状況

筑後川水系ダム群連携検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成28年4月27日までに検討の場を4回開催した。

平成22年12月22日に開催した、検討の場準備会において確認された検討の場の規約をP.6-5～6に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は、P.1-6の表1.2-2 検討の場の実施経緯を参照。

(2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成23年3月18日に開催した検討の場（第1回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔佐賀県〕 井山県土づくり本部副本部長

- ・小石原川ダム建設事業とダム群連携事業の進捗を一体感をもってやって頂きたい。
- ・新規利水が優先された結果として、不特定容量の確保が遅れている。最下流に位置する佐賀県としては、着実な不特定用水確保の観点から早期の検証の終了をお願いしたい。
- ・水源地（朝倉市）からの意見も踏まえつつ、小石原川ダム建設事業とダム群連携事業の両者あつての利水の効果発揮だと思うので、この点も視野に入れた検討の進め方をお願いしたい。

〔朝倉市〕 森田市長

- ・小石原川ダム建設事業とダム群連携事業に関連はあるが、もともとの出発点が違うということ踏まえて、検討を進めて頂きたい。

○平成27年10月26日に開催した検討の場（第2回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔福岡県〕 山本県土整備部長

- ・筑後川については、河川の流水の正常な機能の確保という、不特定用水の確保が重要な課題で、福岡県としてダム群連携事業は非常に重要な事業である。
- ・不特定用水の確保をしていくために検証をして頂くのも大事なことですけれども、併せまして地元をはじめ地域のご意見、色々ご意見等もあるかと思しますので、最大限尊重して頂きながら、且つスピード感をもって速やかに検証を進めて頂けるようお願いをしたい。
- ・瀬ノ下のところで40 m³/sということで、これが河川整備計画等で位置づけられた数字で、それを確保するためにこのダム群連携事業の総量で1,360 m³/s、最大補給量が23.7

m³/s ということでもありますけれども、数字の妥当性をより分かりやすい形で整理をして頂き、分かりやすい説明についてこれから工夫を頂きたい。

- ・小石原川ダムの渇水対策容量については、地域での社会生活だとか経済活動、河川環境等への被害を最小限に軽減するための危機管理対策として確保して頂いているということですので、異常渇水時の緊急水補給のためにこの渇水対策容量は非常に重要なものだと思っております。今回の検証にあたっては、そのことを十分踏まえた上で検討を進めて頂きたい。

〔佐賀県〕和泉県土づくり本部長

- ・筑後川水系ダム群連携事業というのは、筑後川本川から導水して既設の江川ダム、寺内ダム、それと現在建設中の小石原川ダム、この3ダムでの総合運用を図って効果を発揮するというので、非常に重要なものと考えている。
- ・ダム検証というのは、予断を持つことなく進めると聞いておりますので、是非、中立性、客観性、透明性をしっかりと確保したうえで、更にスピード感をもって頂いて、今後も不特定用水の確保対策を早期に進めて頂きたい。
- ・不特定用水の確保、瀬ノ下 40 m³/s の必要性、この辺がやはり一般の方には分かりづらい、理解されづらいところですので、是非ともその辺については、分かりやすい説明となるようお願いしたい。

〔朝倉市〕森田市長

- ・今日まで朝倉地域というのは、江川、寺内ダムがあり、来年度から小石原川ダムの本体工事も始まる状況になり、水源地としての務め、役割というものを十分果たしており、地元としてメリットを作って頂くという状況のなかで私どもは協力をして参って来たが、ダム群連携事業につきましては、私ども未だ地元に対するメリットが見出せないというのが現状です。朝倉市としては、検証を進めて頂きたい。
- ・小石原川流域、あるいは佐田川、それから朝倉市全域の水環境が、昔と比べたら随分悪くなっているというのは紛れのない事実ですから、それに寄与する環境を少しでも改善する事業であってほしい。
- ・環境アセスがなされないという中で地域の環境生物にどういった影響が出るのか、環境アセスに変わるものとしてなにか提示をして頂きたい。

○平成 28 年 3 月 16 日に開催した検討の場（第 3 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔福岡県〕相場県土整備部水資源対策長

- ・全体事業費については今後の事になるかと思っておりますけれども、いろんな工夫をしてコスト縮減に努めて頂きたい。
- ・第 2 回の検討の場が 10 月、今回が 3 月ということで、かなり時間を要しており、今後は、遅滞なくスピード感をもって進めて頂きたい。

- ・検証にあたっては不特定用水の確保の検討と併せて、地元をはじめ地域の意見を最大限尊重して頂きながら進めて頂きたい。

〔佐賀県〕和泉県土づくり本部長

- ・過去からの色々な経緯の中、地域の中で、本当に緊迫した交渉をしながら開発基準流量 40 m³/s が決まってきたことは非常に重たいと感じている。
- ・新規利水と同時に確保していくべき筑後川の流水の正常な機能の維持のための用水の確保がやむを得ず遅れた状態となっているので、是非とも、この遅れている所をきっちり確保する対策を検討し進めて頂きたい。
- ・直轄の技術力を最大限駆使して、コスト縮減に努めて頂きたい。
- ・客観性、中立性をもって、プロセスを大切にしながら進めて行くことは非常に重要だと思っており、引き続き手順を丁寧にやって頂き、且つスピード感を持って進めて頂きたい。

〔朝倉市〕森田市長

- ・検証作業は遅延なく進めて頂きたい。
- ・取水、導水、水運用が地元にとどのような影響があるのか検討する必要がある。
- ・昭和 55 年 12 月に九州地方建設局と 4 県知事との確認書については、ノリ期と限定したものは無いと理解している。ノリ期以外の 40 m³/s の根拠についても教えて頂きたい。必要量については中流域の水源地の環境、人の生活にも配慮したものであるべきと考えている。
- ・ダム群連携による最大補給流量についても、今後の検討課題となると思う。
- ・平成 9 年から 6 月中旬に取水制限が集中しているが、筑後川下流用水事業が整備されて取水が始まった時期と重なっており、中流と下流の水使いが同時期に集中すればこういう現象が起きるのは当然と考えている。
- ・江川、寺内ダム、小石原川ダムをどのように運用されるのかお尋ねしたい。
- ・平成 24 年の災害を受けた地区で工事を行う場合、地質に十分注意して頂きたい。関連する情報をもっと早めに地元にお知らせ頂きたい。
- ・パブリックコメントで「建設中の小石原川ダムは現計画のダム群連携事業を前提としたもの」という意見が出ているが、第 1 回の検討の場で、前提の事業と捉えられると困るという話で検討の場が 2 つに分かれたと理解している。
- ・両筑平野用水も夏場の水で苦労していることを十分踏まえてほしい。
- ・地元の朝倉市としては、ダム群連携事業が形になって、事業による心配事が無いのか、地域によるメリットはどうなるのか等、協議ができる段階になったらしっかり議論させて頂きたい。

○平成28年4月27日に開催した検討の場（第4回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔福岡県〕 相場県土整備部水資源対策長

- ・不特定用水は必要であると考えている。
- ・ダム群連携案と3つの対策案について、いろんな観点から評価軸ごとの評価により比較検討し、最も有利な案はダム群連携案というのは妥当であると考えている。
- ・今後の事になると思うが、様々な工夫・努力をしてコスト縮減に最大限努めて頂きたい。
- ・地元をはじめ、地域の意見を最大限に尊重し、検証作業を進めて頂きたい。

〔佐賀県〕 和泉県土整備部長

- ・新規利水と同等あるいは、それより優先すべき不特定用水の確保が遅れているという経緯がある。早期に夏場の不特定用水について確保できるように、しっかりと進めて頂きたい。
- ・水環境や自然環境への影響について、地域のことに配慮しながら、必要な対策を進めて頂きたい。
- ・総合評価として、ルールに則って、予断無く客観性を持ってしっかり検討した結果、ダム群連携案が最も良いということが確認できたと考えている。
- ・予断無く客観性を持って検証作業を進めてこられたと思うが、今後のパブコメや学識経験者への意見聴取についても客観性・中立性・透明性を持って、且つ分かりやすい説明でスピード感を持って進めて頂きたい。

〔朝倉市〕 森田市長

- ・ダム群連携事業については事業の必要性は理解しているが、現時点では分からないことが多いので、判断出来る時期ではない。しかし、検証作業はすみやかに進めて頂きたい。
- ・朝倉市は、江川ダム、寺内ダム、建設中の小石原川ダムについて協力してきた。北部九州地域の水源地の役割も担ってきた朝倉市としては水質などの環境や工事上の影響など心配事も多い。今後、事業の内容や朝倉市域の河川環境や水環境に寄与するメリットである事業かなど、議論できる段階になればしっかり議論をさせて頂きたい。
- ・受益地と事業が行われる現地において、衡平を保つ工夫と方策が今後必要と考える。
- ・導水された水が貯水池でどのように変化するかなど、学識者の評価も含め今後検討が必要と思う。
- ・ダム群連携事業に係る江川ダム・寺内ダム・小石原川ダムの水運用や水質・水環境への影響、導水路工事による地下水への影響など心配事が解消できるよう今後議論したい。
- ・総合評価は他の代替案との相対評価であり、「ダム群連携案」が有利であるとの評価について意見はない。

「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約

(名称)

第1条 本会は、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体（国土交通省九州地方整備局）による筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 必要に応じ、検討の場は「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と合同で開催することができる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。
ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月22日から施行する。

別紙－ 1

「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

福岡県知事

佐賀県知事

朝倉市長

【検討主体】

九州地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

筑後川水系ダム群連携事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメント（意見募集）を行っている。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

6.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) 提示した複数の対策案以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 募集期間

平成 27 年 10 月 27 日～平成 27 年 11 月 25 日（30 日間）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法

6.2.2 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者

23（個人 20、団体 3）のご意見を頂いた。

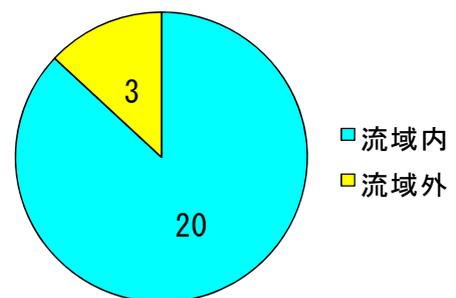


図 6.2-1 意見提出者の内訳

(2) 意見概要

- 1) 提示した対策案以外の具体的対策案の立案
具体的な対策案のご提案があった。
- 2) 複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
各対策案の評価等についてご意見があった。

表 6.2-1 寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1	<p>1) 提示した複数の対策案以外の具体的対策案の提案</p> <p>【新たな具体的な対策案の提案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域や福岡都市圏の下水処理水を補給地点やダムに貯留する案。 ・都市部の浸水対策のための地下貯留施設と併せて、筑後平野での未耕作地をため池にし、クリークからの取水、筑後川水系と水系以外のダムも含めたダム容量の振替を行うことにより、必要量を賄う対策案。 ・ため池が土地宅地化等により無くなってきており、住宅地の雨水対策や組合による管理不備、水使用地分散による運営のしやすさなどの理由から、買い上げ再開発を行うべき。 ・上流の発電容量・運営権の買い上げを行う。 ・松原ダム・下釜ダム・夜明ダムの3つのダムを対象に発電容量の一部を買い上げて正常流量のための容量とすることにより、瀬ノ下地点の流量40m³/sを確保する案。 ・土地の買い上げがなく、生物移動による地域外来種の問題を防げることから、今ある放水路や河床の掘下げ改良による貯水（河道内貯留施設）が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、ダム群連携事業において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、現計画と複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・「筑後川水系ダム群連携事業の地方公共団体からなる検討の場（第2回）」にて提示した複数の対策案（11案）について、概略評価として、代表的な方策別にグループ化の上、各グループ内において、コスト的に最も有利な案を抽出しております。 ・以上の考え方で検討を行っていますが、ご提案のありました流域や福岡都市圏の下水処理水を補給地点やダムに貯留する案について、下水処理水を補給地点に直接補給する案(12)「下水処理水直接導水+ダム再開発（大山ダムかさ上げ）」と下水処理水を既存ダムに貯留する案(13)「下水処理水既存ダム貯留」として立案しております。 ・ご提案のありました都市部の浸水対策のための地下貯留施設は、洪水に備えて容量を確保するものであり、利水と兼用することはできません。よって河道外に新たな貯留施設を設置する対策案(1)として河道外貯留施設を立案しております。 ・ご提案のありました未耕作地をため池にする案、ため池の買い上げ再開発を行う案は、対策案(3)のため池案として立案しております。尚、既存のため池の買い上げや再開発については、既存の機能に影響する恐れがあるため、ため池を新設することとしております。 ・ご提案のありましたダム容量の振替については、関係河川使用者等への意見聴取及び水利権許可状況から、水系内及び隣接する他水系のダムにおいて振替可能なダム使用权等が存在しないことを確認しております。水系外から導水する案は、対策案(9)の水系間導水+ダム再開発（松原ダム・大山ダムかさ上げ）として立案しております。 ・ご提案のありました発電容量を買い上げて容量とする案は、対策案(8)の他用途ダム容量の買い上げ案として立案しております。 ・ご提案のありました放水路については、放水路の本来の機能である洪水流量を下流に安全に流すための施設であることから活用できないものと考えております。 ・ご提案のありました河床の掘り下げについては、貯留が可能な筑後大堰の貯水池（河道）掘削を対策案(10)のダム再開発（既設ダムの貯水池掘削）+ダム再開発（松原ダム・大山ダムかさ上げ）として立案しております。

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1) 提示した複数の対策案以外の具体的対策案の提案		
2	<p>【対策案の評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの代替え対策案を提示されており、これ以外に提案できるものはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の筑後川水系ダム群連携事業の検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 対策案の立案にあたっては、筑後川流域の特性を踏まえ、できる限り幅広く検討を行っております。 引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取りまとめたいと考えております。
2) 複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対する意見		
3	<p>【対策案の評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水淡水化による補給は、求める水質によってコストが変化する。 ダムのかさ上げや湖底掘削は、既存の利水者に対し、工事期間中に多大な影響を与える可能性があり、費用だけの問題ではないと思う。 対策案は、現計画に対し、実現性で疑問なものもある。 概略評価の基準となる資料が少ないのではないかと。 ダム再開案は良い対策だと思う。瀬の下 40m³/s（通年）を考えるならば、ダム直下から、有明海までの水系通した、生物多様性、日田地区における、水量、水質の問題、魚道・舟通の水量を保つことも考えるべき。 小石原川ダムは、有明海付近に住むものには必要なダムと考えます。 建設中の小石原川ダムは現計画のダム群連携事業を前提としたもので、小石原川ダムの検証時に検証済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、ダム群連携事業において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、現計画と複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 「筑後川水系ダム群連携事業の地方公共団体からなる検討の場（第2回）」にて提示した複数の対策案（11案）について、概略評価として、代表的な方策別にグループ化の上、各グループ内において、コスト的に最も有利な案を抽出しております。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の（1）～（6）で示すような評価軸で評価する。1) 目標（略）2) コスト（略）3) 実現性（略）4) 持続性（略）5) 地域社会への影響（略）6) 環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき抽出された対策案について評価を行っております。 概略評価の基準となる各対策案の概要や考え方等は、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回）」の資料で示しており、資料については検討主体である九州地方整備局のホームページに掲載しております。 筑後川水系ダム群連携事業は、建設中の小石原川ダムと既設の江川ダム、寺内ダムの空き容量を活用することにより目標を達成するものであり、小石原川ダムとダム群連携は、それぞれ個別の事業です。

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対する意見		
4	<p>【対策案の目標について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標流量である瀬ノ下地点 40m³/s の根拠が不明であり、目標流量の科学的な見直しも含めて適正な値に是正することが必要。 現計画の利水計算を試みたが、取水制限流量の根拠や記載もなく、最大導水量 2m³/s の根拠も不明、既得水利権とその水量も分からず、一体どのような利水計算になっているのか不明で、利水計算の試算が不可能である。 40m³/s はわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のありました対策案の目標等に対する意見については、検討の場において分かりやすい資料で説明していきたいと考えております。 取水制限流量は、瀬ノ下地点 40m³/s です。既得水利権とその水量については、筑後川水系河川整備基本方針（平成 15 年 10 月策定）、筑後川水系河川整備計画（平成 18 年 7 月策定）に記載しており、これら関連する資料については既に筑後川河川事務所のホームページに掲載しております。なお、本事業による最大導水量 2m³/s は、瀬ノ下地点 40m³/s を確保するために必要な量です。
3) その他の意見		
5	<p>【事業の必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム群連携事業は、流域住民にメリットを与える重要な事業である。 農業用水の安定確保のため、ダム群連携事業の早期着工、一刻も早いダム群連携事業の推進を強く要望する。 筑後川水系が抱える不特定用水の不足を解消するためには、ダム群連携事業による対応が必要。 総合的な立案、利用が遅れ、個別での対応がとられ今日の状況を生んでおり、利用権者の既得権を含め、零からの計画は出来ないのだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の筑後川水系ダム群連携事業の検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取りまとめたたいと考えています。 筑後川水系については、これまで、水利用の状況や社会情勢を反映して、河川整備計画や水資源開発基本計画に基づき各施設整備等を行ってきたところです。一方、今回のダム検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、現計画と複数の対策案を立案・評価しております。
6	<p>【事業計画について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム群の不特定の水が利水専用ダムである江川ダムに貯留されることは現行の法律で本当に問題ないのか、利水安全度が高くなることで利水者へのメリットが発生するが利水者はバックアロケを支払う意思があるのか、管理運用上の実現性は本当にあるのかなどこれらが明確でない限り、事業として成り立たないのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 筑後川水系ダム群連携事業は、流水の正常な機能の維持を図ることを目的とした事業であり、江川ダム、寺内ダム、小石原川ダムの 3 ダムの空き容量を活用し、流水の正常な機能の維持のための用水を確保する事業です。 筑後川水系ダム群連携事業では、各ダムの利水計画に影響を及ぼさないように計画しており、各ダムの利水計画の利水安全度を変更するものではありません。

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3) その他の意見		
7	<p>【事業費・工期の点検について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画は事業費、特に導水路、管理設備、維持管理費を意図的に安くしているとしか思えない。事業費点検では物価上昇分しか考えていない。我々の試算では現計画の1.5～2倍くらいになる。 ・現計画は環境影響評価の対象事業になると思うが、法手続きを加味すると工期がこんなに短いわけがない。しかも、環境への負荷が大きすぎる。したがってこの事業はすべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・筑後川水系ダム群連携事業の事業費及び工期は、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」にて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、適切に算定しておりますが、その後の物価変動等を考慮し、再点検を実施し、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）」にてお示ししております。 ・筑後川水系ダム群連携事業は、環境影響評価法の対象施設ではありません。
8	<p>【環境への影響について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画は筑後川本川の汚い水が清流である佐田川上流域に導水されることで上流域の水質悪化が進み、寺内ダムに汚い水が貯留され、筑後川中流域では導水されることで河川環境が破壊されるなど、現計画（筑後川水系ダム群連携）は環境面の視点でも劣り、直ちに棄却させるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・筑後川本川と佐田川上流の水質については、河川の水質基準を概ね満足しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の（1）～（6）で示すような評価軸で評価する。1) 目標（略）2) コスト（略）3) 実現性（略）4) 持続性（略）5) 地域社会への影響（略）6) 環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき抽出された対策案について評価を行っております。 ・ご指摘のありました河川環境に対する影響については、対策案の評価として6) 環境への影響において「水環境に対してどのような影響があるか」、「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」などについて評価を行っております。
9	<p>【地域社会への影響について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水管を地下に埋設して建設するようであるが、松末地区は、真砂土であり平成24年北部九州豪雨により大きな災害を受けた状況下に送水管の埋設工事等が行われると平成24年災害以上の被害に見舞われる心配や地域住民の井戸水や田等の水、赤谷川下流の上水道の水の枯渇の心配もあり、ダム群連携事業は、朝倉市にとって恩恵もなく危険のみであり多額の国費を使うことは無駄である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の（1）～（6）で示すような評価軸で評価する。1) 目標（略）2) コスト（略）3) 実現性（略）4) 持続性（略）5) 地域社会への影響（略）6) 環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき抽出された対策案について評価を行っております。 ・ご指摘のありました周辺地域への影響や地下水に対する影響については、対策案の評価として5) 地域社会への影響において「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」、6) 環境への影響において「地下水、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」について評価を行っております。

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3) その他の意見		
10	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑後川中流域渇水対策のために、取水口に再度放流できるような逆流施設の建設を希望する。 ・矢部川、佐賀の川、農業用水、完成ダム、遠賀川より水等と人口減による水量の減水を考えるべき。 ・事業推進に当たっては、関係機関はもとより、地域住民の理解を求め、納得了解のもと実施を行って欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・皆様から頂いた貴重なご意見は今後の河川整備にあたっての参考とさせていただきます。

6.3 意見聴取

「筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討報告書（素案）」について学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施する予定。

また、これらを踏まえて「筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.1 学識経験を有する者等からの意見聴取

河川に関し、学識経験を有する者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.4 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。